

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いに関する整理事項

◇国への照会状況（2/19国担当者に確認）	
国が発出した令和2年2月18日付事務連絡により最長12月延長の対応が可能になったが、延長した場合、その延長の期限が近付いたらまた申請してもらおうという理解でよいか。 例えば、3/31で有効期間切れる方について、6か月延長したとすると9/31になるが、その時期に近くなったら更新申請してもらおうということか。また、その際に要介護度が変わった場合は10/1から新しい要介護度という理解でよいか	そのとおり。
新規については調査ができないので、サービスが必要な方は暫定ケアプランで対応、という理解でよいか	令和2年2月18日付事務連絡は更新申請に係る対応ということで発出しているので、新規申請については当該事務連絡とは切り離して考える必要があるが、新規の場合はそうした対応になると考えられる。
区分変更はどのように取り扱うのを想定しているか	令和2年2月18日付事務連絡は更新申請に係る対応ということで発出しているので、区分変更の取り扱いは想定していない。

◇都によくある質問について	
認定有効期間を延長するにあたって、審査会にかけると必要はあるか	都では、状況を鑑み、審査会にかけると必要はないと考えています。いくつかの保険者に確認をした限りでは、審査会長に一言断ったうえで、事務局の方で決裁を取るようにするところが多いようです。
区分変更はどう取り扱うべきか	いくつかの保険者に確認をしてみました。が、そもそも調査ができないような状況の方がサービスを受けられるのか疑問であるため、例えば調査ができない状態の方は、落ち着いてから申請してもらおうようお願いすることを検討している保険者もありましたが、具体的に対応を決めているところはまだありませんでした。

※このほか具体的な事務処理方法については、例えば運用しているシステムの仕様により異なる場合もあります。ベンダーと相談しながら対応を検討していただきますようお願いいたします。